

限度額適用認定証交付手続について

【国民健康保険・後期高齢者保険の方】

- 保険証交付元の市町村(市役所・区役所など)の担当窓口にて交付申請。。

【社会保険資格の方】

- 保険証登録先である保険事業所にて交付申請をしてください。事業所によっては、郵送での手続きも可能です。

<手続き手順>

1. 市町村、保険事業所（勤務先）に問い合わせください。
※手続きに必要なもの、担当窓口などの確認をお願いします
2. 申請手続き後、限度額認定証が交付されますので、受取後は速やかに病院の受付窓口（総合案内）または、会計窓口にご提示ください。

(発行されていても入院中や退院の時に病院にご提示がない場合は適用できませんので、ご了承下さい様よろしくお願い致します。)

※過去月の対応は一切できませんので、入院された当月内で必ず病院窓口に提示をしてください。

(交付された認定証は申請された診療月からの適用となります。)

※万一、未対応で経過の場合は、病院で治療費全額（1割～3割）お支払い後、市町村、保険事業所で領収書を持参のうえ、還付請求手続きをして頂きますので、ご了承下さい様よろしくお願い致します。

上記に関わる手続きについて不明点などございましたら 1階総合案内または、入院医事へお問い合わせください。